

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

平成29年秋

# 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

## 裏面が申込書です！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、福島労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていくための講座を開始します。



### 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90分程度（講義75分、質疑応答15分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座も  
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

会場名	A: 福島市民会館 (福島市霞町1-52)	B: いわき産業創造館 (いわき市平田町120 LATOV6階)	C: ハローワーク郡山 (郡山市方八町2-1-26)
日時	9月22日(金) 13:30～ ※8/21から受付開始	11月17日(金) 14:00～ ※9/19から受付開始	12月8日(金) 13:30～ ※10/6から受付開始

ご留意  
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳しくは、福島労働局職業安定部職業対策課（TEL024-529-5463）にお問い合わせください!!



厚生労働省・福島労働局・ハローワーク

# 【 FAX送付先 024-536-4211 】

福島労働局職業安定部職業対策課 行き

平成29年

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

受講申込書  
(FAXで申込してください。)



※まとめて5人まで申込できます。

受講希望日 (いずれか1つに ○印を付ける)	会社・機関等名	電話番号 (市外局番から)	役職名・係名	氏名 (フリガナ)
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				
A : 9/22(金) B : 11/17 (金) C : 12/8(金)				



FAX番号の間違いに注意してください！

詳しくは、福島労働局職業安定部職業対策課 (TEL024-529-5463) にお問い合わせください。